事　務　連　絡

令和８年 11 月９日

保険医療機関　各位

秋田県国民健康保険団体連合会

出産育児一時金等における文言見直しに伴う対応について

厚生労働省より令和８年 10 月 20 日付け保発 1020 第 54 号通知「「出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について」の一部改正について」において、出産育児一時金等の支給等の事務における適切な用語の使用の観点から、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱及び「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱が改正されました。

これを踏まえ、本会より送付いたします各種帳票等につきましては、順次、修正を予定しておりますが、変更前の用語が記載されている帳票等につきましては、以下のとおり読み換えていただくようお願いいたします。

変　更　前	変　更　後
正　常　分　娩	保険診療を伴わない分娩
異　常　分　娩	保険診療を伴う分娩